

「経皮的分析物センサを適用するためのアプリケータ」事件  
(知財高判令和6年1月22日 令和5年(行ケ)第10024号<sup>1)</sup>)

概要

- (1) 審決取消訴訟において、新規性判断が争点となった事例。
- (2) 特許庁の審決において引用文献に開示されているとされた本願の発明特定事項「作動部材」について、引用発明の認定に誤りがあると判断し、裁判所は本件発明の新規性を肯定した(特許庁審決を取消)。

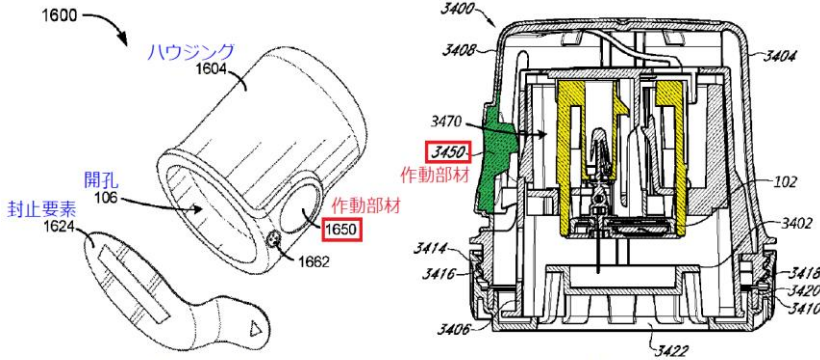
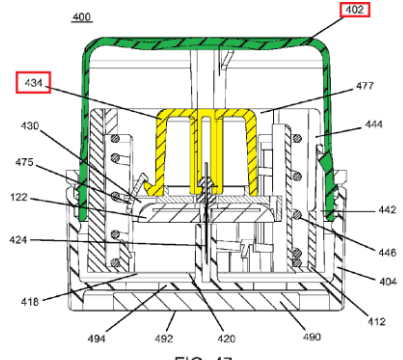
対象特許出願(特願2019-570026号<sup>2)</sup>)

【請求項1】(下線は本件の争点に係る部分)

皮膚上アセンブリを受容者の皮膚に適用するためのアプリケータであって、前記アプリケータが、  
前記皮膚上アセンブリの少なくとも一部分を前記受容者の前記皮膚に挿入するように構成された挿入アセンブリと、  
前記挿入アセンブリを受容するように構成されたハウジングであって、前記皮膚上アセンブリが通過するように構成される開孔を備える、ハウジングと、  
作動時に、前記挿入アセンブリを作動させて、前記皮膚上アセンブリの少なくとも前記一部分を前記受容者の前記皮膚に挿入するように構成された作動部材と、  
前記ハウジングの内部環境と前記ハウジングの外部環境との間に滅菌バリアおよび蒸気バリアを提供するように構成された封止要素と、を備え、  
前記開孔を封止する前記封止要素が、前記作動部材も封止するように構成されている、アプリケータ。

引用発明との対比

本件で争点となった「作動部材」の概要は次表のとおり。

本件発明(本願補正発明1)	引用発明 <sup>3</sup> 特表2013-523216号公報
 <p>【図16B】</p>	 <p>FIG. 47</p>
<p>明細書は「作動部材」として押ボタンを例示。 ①「作動部材」1650, 3450(緑色)が作動されることで、 ②「作動部材」が挿入アセンブリ3470(黄色)を作動させ、 ③皮膚上アセンブリの一部(針)が皮膚に挿入される。</p>	<p>①ハンドル402(緑色)が作動されることで、 ②ハンドル402が針キャリア434(黄色)を作動させ、 ③針が皮膚に挿入される。</p>

<sup>1</sup> [https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail?id=6088](https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=6088)

<sup>2</sup> <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/PU/JP-2020-524035/11/ja>

<sup>3</sup> <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/PU/JP-2013-523216/11/ja>

## 被告の主張

被告（特許庁）は、次のように主張した（下線は本レポートにおいて付与）。

広辞苑（甲10）にあるように、「作動」は「機械の運動部分の動き」を意味するにすぎず、他部材を動かすための操作起点となる部材の動きだけではなく、動力伝達部材等の単に可動する部材の動きも「作動」に含む。また、本願明細書（例えば【0111】、【0117】）を参照しても、「作動」は、押しボタンのような挿入アセンブリを動かすための操作起点となる部材の動きに限られない。

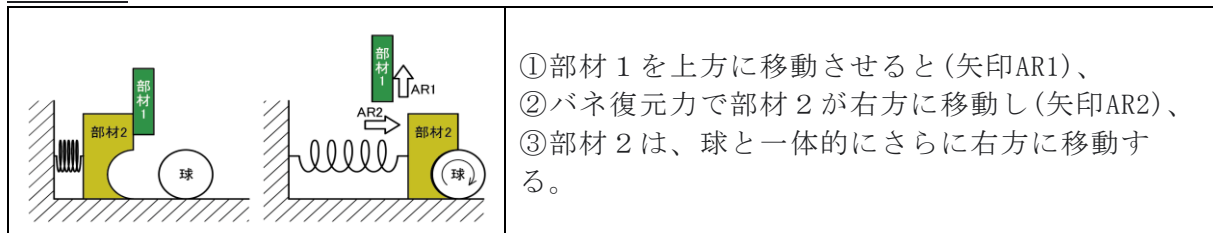
## 裁判所の判断

裁判所（知財高裁）は、次のように判断した（下線は本レポートにおいて付与）。

本願明細書においては、「作動部材」は、押しボタンやキャップなど利用者が直接又は可撓性部材を介して押ししたり移動させたりすることができる部材であって、これを移動させることがトリガとなって、挿入アセンブリが作動することとなる部材を指すものと解するのが相当であり、このような理解は、作動部材が挿入アセンブリを「作動させる」ものであるという特許請求の範囲の記載とも整合する。…（中略）… 本願補正発明1における「作動部材」は、当該部材に対する押すなどの作用がトリガとなって、挿入アセンブリが作動することとなる部材を指すと認めるのが相当である。

引用発明（前記(1)イ）においては、ユーザが「ハンドル402」を押下すると、「針キャリア434」が移動し、これによって針ハブ及びこれから延出する鋭利部材424が、センサ14のセンサ挿入部30を、被験者の皮膚Sの皮下部分内に運ぶから、ユーザが、「ハンドル402」を押下することがトリガとなって、挿入アセンブリに相当する「針ハブ及び鋭利部材424」が作動することとなるものと認められる。そうすると、引用発明において、本願補正発明1の「作動部材」に相当するものは「ハンドル402」である。…（中略）… 引用発明においては作動部材が、開口部を封止する封止要素により封止されていないことが明らかである。

## コメント



たとえば、上記のような仮想事例において、部材1を「作動部材」と表現し、球を「被作動部材」と表現したとする。この場合、動作の因果関係のみに着目すると、部材1から見れば部材2を「被作動部材」と表現でき、球から見れば部材2を「作動部材」と表現できる。つまり、部材2は、被作動部材とも表現し得るし、作動部材とも表現できなくもない。すなわち、その定義の仕方によって、「部材2」が「作動部材」に該当すると解釈できる場合も、解釈できない場合も生じ得る。

また、本件は外内出願であり、明細書では「～得る」といった非限定的な表現が多用され、「作動部材」についても複数の実施形態が開示されている（【0132】）。

今回の事件では、被告（特許庁）が『本願明細書（例えば【0111】、【0117】）を参照しても、「作動」は、押しボタンのような挿入アセンブリを動かすための操作起点となる部材の動きに限られない。』と主張したことに対し、裁判所が、本願明細書の開示内容を踏まえた上で、『本願補正発明1における「作動部材」は、当該部材に対する押すなどの作用がトリガとなって、挿入アセンブリが作動することとなる部材を指す』と認定したことが着目すべき点であると考えられる。

「作動部材」や「被作動部材」など、目線を変えれば表現方法が変わり得る用語や、非限定的な表現を用いて発明を特定する場合には、用語の技術的意義や引用発明との違いを、将来主張できるよう明細書中に十分な説明を展開しておくことが望まれると考えられる。

**キーワード** 特許、新規性（29条1項）、引用発明の認定、相違点の認定、機械・構造  
[担当] 深見特許事務所 松田 将治

## [注記]

本レポートに含まれる情報は、一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。知財案件に関しては、弁理士にご相談ください。